

書 評

フュックス著（江見康一監訳）『いかに生きるかの経済学』（春秋社，1988年）

『新しい女性たちの経済学』（春秋社，1989年）

『保健医療の経済学』（勤草書房，1990年）

栗 沢 尚 志

G. ベッカーの著書“A Treatise on the Family”における先駆的な業績を出発点として，結婚，離婚，出産，健康，医療，教育といった非市場現象に，極大化行動や市場均衡に基づく市場のパラダイムを用いた理論・実証分析が，これまで数多くなされてきた。

フュックスによる上記の3つの文献の主要な目的は，経済学的視角（具体的には，所与の制約条件のもとでの，利他的効用関数の極大化モデル）を用いて，個人のライフサイクルにおける諸行動がどのように変化するか，そしてその変化によって，マクロ経済および社会全体がどのように変容するのかを検討するとともに，経済学的視角に含まれないような社会経済的变化がもたらす影響についても，同時に議論を行うことであるといえよう。

3つの文献において，第一の文献が，出生から老年期までのライフサイクル全体における個人の行動と，社会経済変数や人口構成の変化との相互関係を扱っているので，以下では第一の文献を中心として論じ，それに第二，第三の文献における議論を加えて言及していく¹⁾。

1

著者は，先進国における出生率の長期的低下の原因として次の3点を挙げる。第一は，子をもつことによって親が得る便益の低下である。第二は，子をもつための費

用の上昇，具体的には，育児の機会費用の上昇，住居費や食料費の支出割合の上昇，都市生活に伴う医療や教育費の増加である。第三は出産費用の低下，特に避妊技術の進歩ならびに中絶の自由化による出産制限費用の低下である。これらは出生率の長期的な変動をもたらす要因であるが，その循環的変動は，所得の絶対額ではなく，所得の変化方向とその変化率に依存するとみている。すなわち，今期の賃金率が前期に個人が形成した期待賃金率よりも高い（低い）場合には，出生率を上昇（低下）させるという仮説である。このことは，50年代・60年代の好況期に育ち，そのなかで形成させた高い賃金上昇期待をもつ若者の多くにとって，70年代の低成長率は期待賃金率からの低下を意味するので，その時期における出生率の低下が，上述の「相対所得仮説」によって説明できるとする。また貧困家庭に対する乳児の栄養補給施策について，それを受けている貧困家庭の乳児発育が，受けていない乳児の発育より低下しているという調査結果があることより，利他的な世帯主がいる場合のベッカー理論によって説明されるように，家族のある一員の福祉を高めるための政策が，家族内での再分配行動によって相殺され，公的政策の効果が現れないことへの警鐘を指摘している。

女性就労の顕著な派生的効果は，明らかに出生率の低

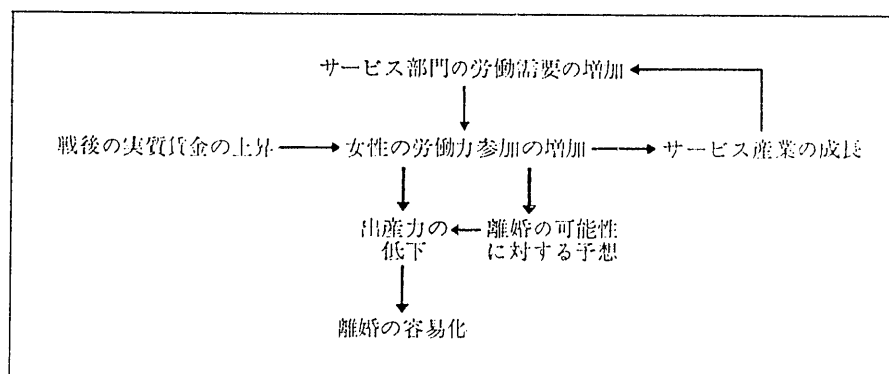


図 女性就労の増加がもたらす諸効果

下と離婚の増大であるが、その相互関係は図のように要約される。特に、女性就労の増加とサービス産業の雇用の増加との間の相互作用はフィードバック・ループの好例となっており（文献2の34頁）、サービス産業における雇用機会の増大が、女性の行動変化を最も有意に説明できる変数であるとしている（文献2の42頁）。図に記述されるような女性の行動変化は、もちろん、価格や所得といった経済変数だけを決定要因とするものではないが、法律によってもたらされる影響（例えば、平等賃金や差別撤廃に関する法律の制定、社会保障の充実、妊娠中絶の合法化、協議離婚を認めるなど）は、必ずしも主要な要因とはならないとしている。

幼少年時代を過ごす子供たちにとって、近年の最も重要な社会経済の変化は、単親家庭の増加、母親の労働力参加の増加、家族人数の減少の3点であり、離婚率の増加と、無配偶女性の出産の増加が、単親家庭が増加した原因であるとする。そして、労働市場の変化（サービス産業の急成長がもたらす女性雇用の急上昇）、福祉政策の拡充（AFDC、メディケイド、住宅補助、フード・スタンプ、デイケア・センターなどの充実）、産児制限手段の進歩によって女性の自立性が高まり、家事や育児に関して平等の責任を負担しようとする男性の態度を許さないことが、離婚およびシングルマザーの増加に寄与すると考える。児童の福祉について、母親の教育年数とその子への投資量（例えば、子の健康や教育への投資）の関係において、学校教育年数の長い女性の特徴として、時間選好率が低く、将来の便益のために、現在の費用を負担する強い意欲をもつという仮説を示している。また、単親家庭への所得補助政策の問題点として次の2点を挙げる。第一に、所得移転に伴う増税によって、両親がいる家庭で子に使う資源の量が減少する。第二に、所得移転が離婚やシングルマザーとなることの経済的負担を軽減するため、結果として単親家庭を逆に増加させる可能性をもつ。

女性と子供の経済的地位の変化とその原因に関する分析では、次のように論じられている（文献2の第5章と第6章）。集団としての女性が、労働時間および所得の両面において、経済的平等化において前進しているとはいえないが、近年、女性の貨幣所得が男性の貨幣所得よりも急速に上昇したことは事実である。よって、女性の貧困率は60年代には白人・黒人ともに大幅に上昇したが、70年代からは、白人にとって貧困の女性化は進展しなかったと論じている。他方、児童の経済的福祉は明らかに悪化しており、1986年の児童の貧困率（20%）が成

人の貧困率（11%）の約2倍であることを指摘し、その原因を、(1)女性世帯主家族に住む子供の割合の増加、(2)子供のある家庭では労働所得に大きく依存しているが、近年の実質賃金の成長率は鈍化しているため、家族間の所得の不平等が拡大したこと、を挙げている。これらのような経済的要因のみならず、子供の学業成績や自殺と、子供を取り巻く環境（例えば、親の養護や監護の低下、母親の就労、テレビ）との因果関係についても評価している。

青年期についての分析では、教育、雇用、結婚および出産、そして健康の諸課題が問われる。教育に関しては、近年の多人数家族の減少は、家庭環境要因と就学年数との関係を格差縮小の方向に向かわせているが、十代の未婚女性に生まれる子供の数の増加は、機会均等を疎外する効果をもつとする。結婚および出産に関しては、十代の未婚女性の妊娠が特に問題である。彼女らにとって、妊娠はたとえ望まれたものではなかったとしても、出産それ自体は、子をもちたいという願望からなされたものだとする。その例証として、未婚の母親が子供を養子に出しながらないことを挙げている。雇用に関しては、十代の黒人の就業率が、マクロ経済の状況にかかわらず低い原因として、最低賃金制度の影響が長期的には極めて大きいとしている²⁾。

2

成人前期（25～44歳）についての分析では、「婚姻家庭の崩壊は避けられないことではない。婚姻家庭の将来が、主として25歳から44歳の男女が行う諸選択と、そのことに影響を及ぼす公共政策に依存している。」（文献1の138頁）という主張が始まる。

女性の就業と離婚の関係について、50年代および60年代には、既婚女性の労働参加の増加が離婚率上昇の原因であったとする。なぜならば、50年代の女性の就業率上昇に伴う彼女ら自身の所得の増加は予期せざるものであり、したがって、婚姻関係を不安定化する効果をもった。ただし、近年の婚姻においては、既婚女性の労働市場への参入の可能性は既に予想されているので、離婚を増加させる要因とはなっていないとする³⁾。また60年代末以来の再婚率の低下については、結果的に再婚がなされたとしても、雇用機会の改善やAFDCによって、離婚した女性が長期間離婚したままでいられることが一因であるとする。これらの問題に対する公共政策として、B. フリーデンによる改革の主張を引用し、それらに検討を加えている。就労する母親にとって最大の不満は、

「質の高い」保育所のないことであるが、この問題は、質の高い保育所の供給不足によるのではなく、個人がそのような保育所に対して進んで支払う能力がないこと（有効需要の不足）に起因するとしている。したがって、より多くの質の高い保育を提供するためには、政府がその調達コストを負担する（増税や他の公共支出を削減する）ことも必要であると論じている。

性的職業差別と男女の賃金格差の生じる理由は、各々、以下のように論じられている。職業差別の度合いを示すダンカン指数によると、性的職業差別は人種的職業差別よりも顕著で厳しいものであるが、その原因として、第一に、雇用者による偏見や搾取、第二に男女の生物学的相違、第三に社会適合化が考えられる。著者によれば、雇用者の偏見や生物学的相違は必ずしも主要な要因ではなく、むしろ社会適合化（家庭、学校、教会によって、男女の伝統的な役割を子供に教えること）が、重要な要因であるとしている。そして、男女間の賃金格差を生じさせている理由は、子供をもつことによって生じるコスト、すなわち、(1)妊娠、出産、育児によって労働市場を離れること、(2)育児が可能となるような仕事を選択するため、より低賃金を受け入れる、(3)育児と家事に女性のエネルギーと時間を費やすので、最大の努力を労働市場に向けられない、という3つであるとしている。したがって、女性は重大なジレンマに直面する。つまり、家事と育児に没頭すれば、階層的な結婚で従属的な役割を受け入れねばならず、もし男性と労働市場において競争をするならば、結婚と育児に関してほとんどの女性が犠牲を払わねばならないことになる（文献2の100頁）⁴⁾。

引き続き、成人後期（45～66歳）が扱われるが、「個人間の不平等は、他のいかなる年齢よりも、この年齢で大きい」（文献1の177頁）ことを、この年齢期の最大の特徴と考える。そして、個人間の収入の格差と健康状態の相違、高齢者の労働力参加の減少と社会保障給付の増加、教育水準と就業率との関係、男女の給与格差の各々の問題について論じている。個人間の総所得の不平等の原因は、資本所得ではなく、労働所得の不平等に起因するとしている。また、男女の給与格差については、これまでの女性の労働力参加が急速であったこと、特に、低学歴の女性の参加が急激であったことにより、男女間の相対所得の改善を遅らせたとしている。ここで著者は公共政策の課題について論じているが、先述したように、成人後期が個人間の所得の不平等が最も明確になるところであるが、公平を追求する政策はしばしば効率性を疎外

するものであるから、『人生の初期』において恵まれない者に対する機会を改善することを目的とした再分配政策は、より公平な社会に対する貢献と同様、経済にとって好ましいリターンを生むであろう。（文献1の201頁）と、若年期における人的資本投資が、より平等であることの重要性を論じている。

3

最後に、老年期の諸問題が扱われている。高齢者の就業率が長期的に低下している理由として、実質所得の成長（所得効果が価格効果を上回り、余暇を嗜好した）、高齢者数の相対的增加、社会保障や税制に組み込まれた退職誘引、そして、自営業の衰退の4つを挙げている。公共政策の課題においては、社会保障システムの基本的な性格（年金の積立方式と賦課方式、保険機能と再分配機能、ミーンズ・テストや年金給付への課税）に関する標準的な見解を整理している。そのなかで特色ある考え方としては、米国の在職老齢年金では、所得制限額を超える賃金の2分の1に当たる額が、給付額から差し引かれるが、このことは、若年期に教育によって人的資本へ投資し、後年になってその投資から収益を獲得したいと望んでいる人にとっては負のインセンティブを与え、投資対象を人的資本よりむしろ、金融投資へ偏らせると主張している。

4

医療と個人の健康において、健康教育と健康増進の優先順位を置く重要な考慮事項は、第一に、（個人は、比較的高い時間選好率をもっていると思われるので）費用を出した後かなりすぐに、便益を生み出すようなプログラムを選ぶこと、第二に、それによってもたらされる便益の不確実性を減少させることが、特に重要であるとしている。次に、世界中で国民医療保険が普及している理由を検討し、それは、医療供給者のコントロールができる、税制上の利点、外部性、平等主義、家族機能の低下、国家の象徴としての必要性などを挙げている。そして米国が国民医療保険をもたない最後の主要先進国となった理由は、(1)政府不信の長い伝統、(2)本国者と移民者との異質性、(3)所得分布は機会平等に基づく個人の努力と能力の結果であるとする強い信念、によって部分的に説明できるとしている。健康水準の決定要因について、まず主要な研究のサーベイがなされるとともに、そこでは医療、所得、教育の3要因に焦点が当てられている。健康に関しては、就学年数と喫煙率が強い相関を示すことの

説明として、就学年数と喫煙行動の両者が、時間割引率の個人差によって決定するという、筆者自身の仮説を紹介している（文献1の124頁）。

医療産業の急成長は、政府の医療補助の拡大、家族の役割の低下、伝統的宗教の衰退に起因するとみている。医療需要に対する価格弾力性は非負であるから、政府補助による医療価格の低下は、追加的な需要を誘発するであろう。そして、メディケアの問題を幅広い観点から分析するため、高齢者を取り巻く社会経済的要因（老人の数、健康状態、医療利用、労働力率、所得、そして居住環境）をリンクさせて検討している。しばしば、医療費は加齢とともに増大するといわれるが、それは人口構成の高齢化を過大視してしまっている結果であり、死亡確率によって調整すると、85歳以上の年齢階級において見られる著しく高い医療費は、大幅に下方に修正される（文献3の137頁）。近年の医療費抑制政策の背景と特徴については、抑制政策に共通する特徴として、(1)特定の支払者にとっての費用節減、(2)包括的な支払い、(3)支払額の事前決定性、(4)消費者選択、を挙げている。

5

各文献における分析に基づきフックスは、公的年金および医療に関する、具体的な制度改革の青写真を提示する。そして、これら制度の改革とならんで、子供への投資が重要であるとし、児童に対して、親の所得や就業といった制約条件を付けずに、補助金を増加させることが望ましいと主張している。また、資源配分上のロスを生じさせるような、特定の市場への介入政策も改めるべきであるとしている。

女性の経済的平等化を達成させるための具体的な公共政策の提案と、それがもつ諸課題については、次のように論じている（文献2の第7章と第8章）。まず、第一に、労働市場政策について検討をしている。周知のように、女性就労を支援する労働市場政策として、反差別化立法、アフターマティブ・アクション、比較可能価値（comparable work）の実行があるが、それらがしばしば、市場の効率性の疎外などの重大な欠陥をもつことより、著者はその実質的な有効性を疑問視し、むしろ、フレックス・タイムやパート・タイムの労働によって、男性と女性が親としての義務をより効果的に行うのを助けることができるように、労働時間により弾力性を与えるような社会政策がより望ましいとしている（文献2の178頁）。第二に、児童中心政策（児童手当、育児休業、児童保育）について検討をしている。著者は、女性を支援する最も

公平で、効率的で有効な方法は、彼女らの子供を通じて支援することであり、そして、子供たちが近年、経済的に最も悪影響を受けている（いわば、貧困の「年少化」）という意味においても、児童中心政策は重要な利益をもつと考えている（文献2の204頁）。育児休業については、それがもたらす雇用者の反応（女性の雇用、仕事の割り当てや人事配置、女性雇用比率の高い企業や産業の価格上昇や生産低下など）および、被雇用女性の反応（出産前就業の増加、育児休業後に職場復帰する確率の低下、出産を期待する女性の勤労意欲の上昇など）を検討している。児童保育への補助金は、子供を自分で育てようとする母親への資源配分を歪めるものとしている。最後に、児童手当は、すべての母親に与えられるようにすべきであり、（もし政策的に意図するならば）それによってもたらされる出生率の増加という社会的便益は、すべての人に波及するものであるから、その費用も幅広い課税ベースをもった労働所得税か消費税を用いるべきである。現行の社会保障制度の多くが、反出生効果をもつとともに、有給労働、家事労働、そして出生力の三者に関する両性間の永続的な不均衡が継続すると予想されるかぎり、児童手当のようなプログラムを用いて出生率を上昇させることは望ましいと主張されている。

さらに、児童に関する公共政策を検討するなかで、児童手当政策の目的や支給方法を人的資本投資、機会均等、女性の地位向上、出生率引き上げと関連させて検討した後、今後の家族政策の一般的方途として、「相対立する目的と制約を課せられた児童手当政策をすっきりした形にもっていくのは容易ではない。そのためにまず最初になすべきことは、全体的な「家族政策」という壮大な理念から脱却することだ。」（文献1の99頁）と結んでいる。

6

フックスの以上の議論に関して、他の文献との対比を念頭にいれつつ、若干のコメントを述べたい。

第一に、貧困の女性化に関して、フックスはそれが既に改善に向かっている問題であるとするのに対し、例えば Diana Pearce (1990) やマーサ・N・オザワ (1990) においては、依然深刻でありかつ重大であるととらえている。両者の相違は、貧困の女性化に子供を含めるかどうかという点にある。フックスは、児童における貧困の増大は、女性世帯主家族の増加ではなく、有子家庭が依存する労働所得の成長が鈍化したことに起因すると考えているので⁵⁾、女性間の貧困と児童間の貧困を区別す

ることは有益である、としている(文献2の119頁)。これに対し後者は、女性世帯主の増加および貧困化と、子供の福祉に与えるネガティブな効果は *parallel* であると考え、貧困の女性化を扱う場合、母子家族を焦点におく。もちろん、フュックスにおいても、母子家族の貧困率が著しく高いことは指摘されている。

第二に、女性就労とサービス産業との関連である。女性の労働力参加とサービス産業とは、図に示したように、相互に刺激し成長を続けてゆくが、サービス産業の賃金率は、低水準になりやすい。なぜならば、文献1において指摘されているように、女性は育児や家事と労働を両立させるために、自宅のそばでの労働を選好する傾向が強いので、そのような場合、超過供給が生じ賃金は低下するであろう。したがって、経済のサービス化は、必ずしも女性の経済的平等化に貢献しないかもしれない。

第三に、養育費の問題である。離婚後の子供の物質的福祉が低下することが指摘されているが、養育費の妥当な額については触れられていない。養育費の取り決めに容易にするため、公的なガイドラインの設定が課題といわれているが⁶⁾、それについての言及が必要ではないであろうか。

第四に、今後、出生率の変動を議論する場合、*dynastic utility function* を個人がもつような、Barro and Becker (1988) の議論を考慮する必要がある。彼らのモデルを用いるならば、児童手当の増加政策は、自らの消費と次世代(子供)の消費との調整によって、相殺されてしまうからである。

注

- 1) 以下における文献1は『いかに生きるかの経済学』を、文献2は『新しい女性たちの経済学』を、文献3は『保健医療の経済学』をそれぞれ指す。
- 2) 最低賃金制によって生じる *dead weight loss* に関する標準的な見解については、野口(1982)を参照されたい。
- 3) 離婚に関する近年の研究動向については White (1990)を参照されたい。また、前述の図に示したような、女性のサービス産業就労と離婚との相互関係に限定せず、女性労働の増加が離婚に与える効果については、Greenstein (1990)を参照されたい。離婚と女性雇用との関係を説明する要因として、彼の分析では以下の3つの要因が考慮されている。第一に、妻の絶対所得の増加がもたらす効果、第二に、世帯全体の所得に占める妻の稼得所得割合の増加がもたらす効果(相対所得効果)、第三に、就労に伴う自宅での不在がもたらす効果である。これらのなかで最も重要であるのは、妻の所得増加が離婚に及

ぼす効果であるとしている。妻の所得増加は、彼女らが婚姻に依存せずに生活する能力を高めるものであるから、離婚や別居を選択する確率を高めるであろう。他方、その所得増加は、婚姻に特有の投資への支出(例えば、自宅の購入、耐久消費財の購入、子供への支出など)が増加するため、夫婦にとって離婚や別居はむしろ有利な選択とはならず、婚姻関係の安定化にプラスの効果をもたらすであろう。Greenstein (1990) は回帰分析によって、妻の所得増加は婚姻関係の安定化に対してネガティブな影響を与えていないという結果を導いている。したがって、今後より高所得の職業に女性が就労するにつれて、離婚率の長期的なトレンドは下降すると予想している。ただし、彼の実証分析より、週当たりの労働時間数の増加は離婚の確率を高めることが明らかにされているので、妻が低収入の労働を長時間行う状況であるならば、それは離婚の増加を刺激する効果となろう。

- 4) チャイルドケアと女性の就労に関する計量分析については、Blau and Robins (1988)を参照されたい。彼らの導いた結果は以下の諸点に要約される。①市場で購入可能なチャイルドケアのコストの上昇は、母親の労働供給を減少させる。②インフォーマルケア(つまり、母親以外による家庭内ケア)が期待できる場合においても、チャイルドケアの市場コストが上昇するならば、女性の就労は減少する。このことはインフォーマル・チャイルドケアとマーケット・チャイルドケアが完全な代替関係にないことを示すものである。③チャイルドケアの全額が補助される(つまりコストがゼロ)ならば、87%の母親が就労し、もし、そのコストが週40ドルならば、19%の母親しか就労しないと推計される。④チャイルドケアの全額が補助されるならば、81%の母親が民間のチャイルドケア・サービスを購入し、もし、そのコストが週40ドルならば、21%の母親しか購入しないと推計される。
- 5) この議論に関する詳細は、評者の資料紹介(『海外社会保障情報』No. 88, 社会保障研究所, 1989年)を参照されたい。
- 6) E. P. Lazear and R. T. Michael (1988) は、家庭内における成人と子供の消費の配分を計量分析によって導出し、それを応用して、養育費の望ましい設定方法とその水準を分析している。また、養育費を確保するための方策がもたらす社会的影響については、下夷(1989)を参照されたい。

参考文献

- Becker, Gary S. and Robert J. Barro (1988), "A Reformulation of the Economic Theory of Fertility," *Quarterly Journal of Economics*, 1-25.
- Blau, David M. and Philip K. Robins (1988), "Child-Care Costs and Family Labor Supply," *The Review of Economics and Statistics*, 374-381.
- Diana Pearce (1990), "Welfare is Not for Women:

- Why the War on Poverty Cannot Conquer the Feminization of Poverty," in Linda Gordon (eds.) *Women, the State, and Welfare*, The University of Wisconsin Press.
- Lazear, Edward P. and Robert T. Michael (1988), *Allocation of Income within the Household*, The University of Chicago Press.
- Lynn K. White (1990), "Determinants of Divorce: A Review of Research in the Eighties," *Journal of Marriage and Family*, 52: 904-912.
- Theodore N. Greenstein (1990), "Marital Disruption and the Employment of Married Women," *Journal of Marriage and Family*, 52: 571-676.
- マーサ・N・オザワ (1990), 「アメリカにおける女性の貧困化」『季刊・社会保障研究』Vol. 26, No. 3, 228-242頁。
- 下夷美幸 (1989), 「離婚と子供の養育費」『季刊・社会保障研究』Vol. 25, No. 2, 156-165頁。
- 野口悠紀夫 (1982), 『公共経済学』, 日本評論社。
- (あわさわ・たかし 社会保障研究所研究員)